

## 条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十四条の二 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十六条（見出しを含む。）中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十六条の二第二項中「人事委員会規則」を「委員会規則」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。